

## 社会福祉法人美芳会 一般事業主行動計画

社会福祉法人美芳会  
理事長 大塚芳正

法人に勤務する職員が仕事とプライベートを充実させ、職員全員が働きやすい職場をつくることによって、その能力を発揮できるよう以下のように行動計画を定める

### 1. 計画期間

令和4年4月1日～令和6年3月31日までの2年間

### 2. 内容

- 1) 有給休暇の取得平均日数を正社員 12.5 日／年、非常勤職員は 80%以上の環境維持。  
常勤職員の有給休暇利用年 7 日未満の職員を 0 となるよう継続維持

<対策>

令和4年4月～ 年間の計画有給の事業所毎の計画策定と実施  
毎月のモニタリングと計画修正と管理者会議にて報告  
各事業所ごとの利用率を見える化

- 2) 計画期間における平均時間外労働時間が 35 時間以上の職員を 0 とする

<対策>

令和4年4月～ NO 残業 day の事業所の推進を図る  
人事担当・事業マネージャーによる時間外管理の徹底  
勤怠集計システムの導入に伴う勤怠実績の随時確認  
面談によるフィードバック指導  
時間外労働の平準化のための業務見直し実施  
時間外労働の平準化のための業務改善計画策定

- 3) 地域の子どもの施設見学及び若者のインターンシップの受け入れを行う。

<対策>

令和4年4月～ 関係行政機関、学校へ募集開始  
施設見学及びインターンシップの受け入れ開始  
年度ごと振り返りを実施